

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 6 月 27 日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 三原 修二

◎調達機関番号 422 ◎所在地番号 28

○本州四国連絡高速道路株式会社公告平成 26 年第4号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 15、28

(2) 調達件名及び数量

調達件名

平成 26 年度多重無線通信装置製造及び据付調整

数量

簡易多重無線通信装置 4台

据付調整 1式

(3) 調達件名の特質等 入札説明書及び特記仕様書(特記仕様書において適用する仕様書を含むものとする。)

(4) 納入期限 契約締結日の翌日から平成27年3月16日まで

(5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。

2 競争参加資格

(1) 次の①から⑤までに掲げる者でないこと。

① 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人にあって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者。

② 過去2年以内において次のイからトまでの一に該当したと認められる者。

イ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者。

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

ヘ その他本州四国連絡高速道路株式会社に著しい損害を与えた者。

ト イからへまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者。

③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者。

④ 競争参加資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者。

⑤ 商法その他の法令に違反して営業を行った者。

(2) 平成 24・25・26 年度物品購入契約等参加資格の審査において「物品等の販売又は製造」のうち、開札までに「電気・通信・情報処理機器類」で資格を有すると認められた者であり、かつA等級に格付けされた者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査の申請に関する問い合わせ先、申請場所及び申請時期は、次のとおり。

〒651-0088

兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22(アーバンエース三宮ビル 12 階)
本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課
電話 078-291-1035(直通)

申請時期 平成 26 年 8 月 8 日まで

- (3) 開札時点において、社長から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 平成 16 年度以降において、多重無線通信装置について製造、納入又は据付調整のいずれかの実績(他社へ製造を委託した場合も可)があること。なお、これらの実績を証明するために、以下の項目が明記された契約書等の写しを提出するものとする。
 - ・契約件名
 - ・契約先
 - ・契約締結日
 - ・契約内容の概要(上記の実績内容がわかる部分の抜粋)
- (5) 本件における障害時の支援体制、部品の供給体制並びに発注者側から技術的内容についての問い合わせ体制を整備していることを証明した者であること。
 - ① 障害時の支援体制として、修理可能な技術者を当該物品の納入場所に派遣できること。
 - ② 部品の供給体制が当該物品納入後 10 年以上あること。
 - ③ 技術的内容の問い合わせ体制を整備していること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮ビル
本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課 電話 078-291-1035
- (2) 入札説明書の交付方法
平成 26 年 6 月 27 日から平成 26 年 8 月 14 日までの土曜、日曜および祝日を除く毎日午前 10 時 00 分から正午まで及び午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分までの期間に、上記 3(1)の場所で C D-R にて無料で直接交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに提出方法
入札及び開札日時 平成 26 年 8 月 18 日午後 2 時 00 分
入札及び開札場所 本州四国連絡高速道路株式会社 11 階 入札室
提出方法 持参又は郵送等により提出すること。
(ただし、郵送等による入札の提出期限は、平成 26 年 8 月 15 日午後 4 時 00 分とする。郵送先は、上記 3(1)に同じ。)

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、必要な証明書等を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、会社から必要な証明等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることができる。(詳細は、当社ホームページ <http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html> による。)
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した物品を購入できると契約責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shuji Mihara, President of Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited
- (2) Classification of the products to be procured : 15,28
- (3) Nature and quantity of the products to be procured : Multiplex Communication Equipment Manufacturing and Installation Adjustment, 1set
- (4) Delivery period :16 March , 2015
- (5) Delivery place : as shown in the tender documentation
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for Participating in the proposed tender are those who shall :
 - 1) not fall under any of the following categories from ① to ⑤ :
 - ① Those who do not have ability to conclude contract (Minor, Adult guardian, Person under curatorship or Person under Assistance. However, Person under curatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract is excluded.): also bankrupt Person who has not been reinstated.
 - ② Those who have a record of any of the following cases a) to g) once or more within the past two years :
 - a) Have intentionally practiced rough manufacture or misconduct in the quality or quantity of the properties in the execution of the contract.
 - b) Have prevented implementation of fair competition or conspired to disturb fair pricing or obtain illicit profits.
 - c) Have prevented a successful bidder from concluding the contract or a contracting party from performing the contract.
 - d) Have obstructed the execution of supervision or inspection by the officer in charge.
 - e) Have failed to perform his contract without any justifiable cause.
 - f) Have caused other tangible or intangible damage to the Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited.
 - g) Have employed as an agent, manager, or anyone equal there to such person as made such practice as corresponding to any item above in the past two years.
 - ③ Those whose administrative situation is acknowledged to be markedly unsound.
 - ④ Those who have falsified information when completing the important items in the Application Form for Competition Participation Qualification and its supplements or those who did not complete such documents.
 - ⑤ Those who have practiced business in violation of the commercial law and other regulations and ordinances.
 - 2) have been qualified through the Tender Eligibility Investigations for the Fiscal Years 2012, 2013 and 2014 Commodity Purchase for the purpose of procurement of Grade A on “Electrical・Telecommunication・Information Processing” in terms of the Classification of “distributing or manufacturing of goods”.
 - 3) not be under a suspension of business order as instructed by President, Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited at the time of the bid opening.
 - 4) have proven to have actually “manufactured”, “delivered”, or “installed and adjusted” the multiplex communication equipment after Fiscal Year 2004 by the submission of copies of the contract documents stipulating followings: Subject matter of contract, Name of orderer, Date of conclusion of the contract, Summary of the contract (Extract of the above actual contents) .
 - 5) have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned (support system at trouble, supply system of parts, and technical support system for inquiries).
 - ①For the technical support at trouble, those who repair the products concerned can be dispatched in the delivered places.

②The parts of the products concerned can be supplied for longer than 10 years after delivery.

③Technical support system for inquiries has been prepared.

(7) Time-limit for tender : 2:00 pm, 18 August, 2014

(Tenders submitted by mail: 4:00 pm, 15 August, 2014)

(8) Contact point for the notice: Accounting and Contracting Section, Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited, 4-1-22, Onoedori Chuouku, Kobe-city, Hyogo Prefecture, 651-0088, Japan. TEL 078-291-1035